

北海道災害派遣福祉チーム設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道（以下「道」という。）が福祉施設関係団体や福祉関係職能団体（以下「構成団体」という。）、北海道社会福祉協議会及び北海道民生委員児童委員連盟と相互協力の下、大規模災害の発生時に避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに協定による福祉避難所又は協定・届出避難所も含まれる。）に避難する要配慮者、在宅及び自家用車等（以下「在宅等」という。）で生活続ける要配慮者並びに被災した社会福祉施設等その他地域で生活続ける要配慮者の支援を行い、要配慮者の二次被害の防止を図るため、福祉専門職等で編成される北海道災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 大規模災害

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるものと認められる規模の災害

二 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他災害時に特別な配慮を必要とする者

三 福祉専門職等

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等の資格を有する者、ホームヘルパー等社会福祉施設や事業所等において利用者の援助に当たる者

四 福祉施設関係団体

福祉施設関係団体とは、北海道ホームヘルプサービス協議会、北海道老人保健施設協議会、北海道知的障がい福祉協会、日本認知症グループホーム協会北海道支部、北海道認知症グループホーム協会、全国介護事業者連盟北海道支部、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、北海道老人福祉施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道救護施設協議会、北海道母子生活支援施設協議会、北海道保育協議会、北海道デイサービスセンター協議会をいう。

五 福祉関係職能団体

福祉関係職能団体とは、北海道社会福祉士会、北海道介護福祉士会、北海道介護支援専門員協会、北海道理学療法士会、北海道作業療法士会、北海道医療ソーシャルワーカー協会、北海道精神保健福祉士協会をいう。

(チームの編成等)

第3条 チームは別表に掲げる資格を有し、又は職種に就いている者であって、当該資格又は職種に係る実務経験が3年以上の者で構成し、1チーム当たり5名程度で編成する。

2 各チームにリーダーを置き、リーダーはチームを統括する。

3 チームにおいて被災市町村とのつなぎ及び調整等を行う人員として、**道**職員をチ

ームに加えることができる。

- 4 1チーム当たりの活動期間は、原則として5日間とし、順次交代チームを派遣する。
- 5 チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後概ね3日後から1か月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

（活動内容）

第4条 チームの活動は、次の内容を基本とする。

一 要配慮者情報の収集及びスクリーニング

- ア 避難所や在宅等、被災した社会福祉施設等その他地域で避難生活が続ける者（以下「避難者」という。）の中に、要配慮者がいるか把握し、今後の支援の必要性を判断するための情報を収集する。
- イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。
- ウ 要配慮者の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携を図る。

二 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

- ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
- イ 避難所や在宅等、社会福祉施設等その他地域において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。

三 その他

- ア 避難所や在宅等、社会福祉施設等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。
- イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

- 2 チームは、前項に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
- 3 チームの活動に当たっては、北海道災害対策本部や被災市町村災害対策本部、各種チーム（災害派遣ケアチーム、災害派遣医療チーム等）等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。

（構成団体との事前協定等）

第5条 道は、構成団体と、チームの派遣に関する協定書（様式第1号又は様式第2号）を締結するものとする。

- 2 構成団体のうち福祉施設関係団体は、自らの団体に加入する法人等のうち、チームへの協力が可能なものについて、チーム協力法人届出書（様式第3号）を道に提出するものとする。
- 3 構成団体のうち福祉関係職能団体は、自らの団体に加入する会員等のうち、チームへの協力が可能なものについて、チーム協力会員等届出書（様式第4号）を道に提出するものとする。

（協力法人等との事前協定等）

第6条 道は、前条第2項の届出書の提出を受けた場合は、チームへの協力が可能な法人等（以下「協力法人等」という。）とチームの派遣に関する協定（第5号様式）

を締結するものとする。

- 2 協力法人等は、自らの法人等に所属する職員のうち、第3条第1項に該当し、チームへの協力が可能な者について、チーム員候補者届出書（様式第6号）を道に提出するものとする。
- 3 道は、前項により届け出のあったチーム員候補者に対し、災害時の福祉支援に関する研修を実施するものとする。ネットワークの構成団体のうち、福祉関係職能団体から前条第3項の届出書の提出があったときも同様とする。
- 4 道は、前項の研修を修了した者について、チーム員登録名簿（様式第7号）を作成するとともに、チーム員登録証（様式第8号）を各チーム員に交付するものとする。
- 5 協力法人等は、第2項の届出内容に変更が生じたときは、速やかにチーム員変更届出書（様式第9号）を道に提出するものとする。構成団体のうち、福祉関係職能団体に係る前条第3項の届出内容に変更が生じたときも同様とする。
- 6 道は、協力法人等又は構成団体から前項の変更届出書が提出されたときは、第4項登録者名簿を修正するものとする。

（派遣基準）

第7条 チームの派遣基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- 一 道内で大規模災害が発生した場合であって、道がチームを派遣する必要があると認めるとき。
- 二 道内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町村から道に対してチームの派遣要請があったとき。
なお、派遣要請は、原則としてチーム派遣要請書（様式第10号）によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うものとする。
- 三 道外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都府県から道に対してチームの派遣要請があったとき。
- 四 その他特に必要であると認めるとき。

（派遣）

第8条 道は、前条の派遣基準に基づきチームを派遣する必要があると認めたときは、派遣内容を検討の上、構成団体又は協力法人等に対してチーム員の派遣依頼を行う。

なお、派遣依頼はチーム員派遣依頼書（様式第11号）により行うものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による依頼も可とし、後日、依頼書の提出を行うものとする。

- 2 前項の派遣依頼を受けた構成団体又は協力法人等は、速やかにチーム員の派遣の可否を判断し、その結果を道に報告する。
- 3 道は、前項の報告に基づきチームを編成及び派遣計画を作成し、チーム員、協力法人等及び構成団体等に通知する。
- 4 チームのリーダーは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、チーム活動記録報告書（様式第12号）により、道に報告するものとする。
- 5 第2項から前項までの報告や通知については、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による報告や通知も可とする。

(費用負担等)

第9条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、道が費用を負担する。

2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。

3 道はチームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担する。

(研修及び訓練等)

第10条 道は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

2 研修及び訓練の内容については、北海道災害福祉支援ネットワーク会議で協議の上、決定する。

3 道又は市町村が防災訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることができるものとする。

(周知及び啓発等)

第11条 道は、災害時にチームが避難所や在宅等、社会福祉施設等その他地域において円滑に活動を行うことができるよう、平時において、チームの活動に関する市町村及び地域住民等への周知及び啓発活動に取り組むものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月9日から施行する。

この要綱は、令和3年11月18日から施行する。

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

この要綱は、令和6年10月7日から施行する。

この要綱は、令和7年11月26日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	名 称
資 格	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等
職 種	ホームヘルパー、相談支援専門員、介護職員、生活支援員、生活相談員等
その他	必要と認められるもの